

第46回大阪府環境審議会会議録

開 催 日 平成24年11月19日

開 催 場 所 プリムローズ大阪 2階 「鳳凰（東）」

第46回大阪府環境審議会

平成24年11月19日

司会（足立主査） 長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第46回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日司会を務めさせていただきますのは、環境農林水産部環境農林水産総務課の足立でございます。どうぞよろしく願いいたします。

皆様方には、大変お忙しい中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の中村からあいさつ申し上げます。

中村環境農林水産部長 大阪府環境農林水産部長の中村でございます。第46回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、本日もご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。心から感謝を申し上げます。また、審議会の委員、先生方におかれましては、委員としてのお立場のみならず、平素から環境行政はもとより、大阪府政の推進に当たりまして、格別のご理解やご指導を賜っております。重ねて御礼を申し上げたいと思います。

まず初めに、もう1つのお礼を申し上げたいと存じます。ご案内のとおり、今年の夏、極めて厳しい電力需給の逼迫ということが見込まれました。このために本府におきまして、関西広域連合等とも連携しながら、事業者並びに府民の皆様方に節電の取り組みをさまざまな形で呼びかけてまいり、またその取り組みのご協力もお願いしてまいりました。ご案内のとおり、おかげさまをもちまして、今年の夏につきましては最悪の事態を想定した計画停電の備えもいたしておったわけでございますけれど、そういったことを含めまして、危機的な電力需給の逼迫ということにつきまして、府民の皆様のご理解による節電、加えて供給力の増加に伴いまして、そういった事態を回避することができたわけでございます。改めて御礼を申し上げたいと思います。

なお、この冬の状況につきましては、国及び電力会社の見込みによりますれ

ば、今の状態で推移すれば安定的に需給は推移するというところでございますけれども、私ども大阪府を含めまして、近畿の多くの府県、政令市で構成いたしております関西広域連合において議論いたしました結果、この夏、皆様方にご努力を頂戴して定着いたしました節電について、ぜひ省エネルギーという観点からも引き続き取り組みの維持、定着を図ってまいりたいという観点から、一応の申し合わせとして、6%をめどといたしまして引き続き取り組みを、呼びかけてまいるという形で行っていかうということを構成団体で確認し、今それぞれに対して、府民の皆様等々にご案内、PR、啓発をさせていただいております。委員の先生方におかれましては、その趣旨をご理解賜りますればと思っております。

さて、本日は、今申し上げました節電、エネルギーとも関わりましての、既にこれまでご諮問申し上げましたエネルギー部会からの新たなエネルギー社会づくりに関する報告、それから水質規制部会さんから、亜鉛含有量の排水基準に係る経過措置の見直し並びにカドミウム及びその化合物に係る排水基準の見直しに関しまして、さらに、生活環境の保全に関する取り組みに関わりましては生活環境部会から、それぞれ部会の先生方においてご議論いただき、お取りまとめいただいた報告を、本日ご報告いただく予定でございます。

本審議会の委員の先生方におかれましては、どうぞそれらに対しまして、それぞれのお立場、専門分野から忌憚のないご意見などを頂戴いたしまして、私どもが頂戴いたします答申がより豊かなものとなりますように、お願い申し上げます。

また、部会の先生方におかれましては、この間、精力的にご審議を賜ったと聞いております。大変ありがとうございます。

加えて、今日は最後に3つの報告案件がございますが、環境計画部会、温泉部会、野生生物部会から、それぞれの報告事項がございます。委員の皆様にはお聞き取りいただければと思っております。

約2時間弱程度の少し長い会議ではございますけれども、環境行政、科学的エビデンスを持ってしっかりと進めていく必要があるという観点から、非常に私どもも重要なお審議を賜ればと受けとめておりますので、委員の皆様方には、最後まで忌憚のないご意見、ご提言などを賜りますようよろしくご審議のほど

お願い申し上げます。

司会 次に、資料の確認をさせていただきます。お手元に、議事次第、その裏面に資料一覧、配席表、そして大阪府環境審議会委員名簿、環境審議会条例、出席確認票をお配りしております。出席確認票につきましては、委員の皆様への報酬等の手続に際し、皆様の出席を確認させていただく書類でございますので、大変お手数ですが、席上でございます書類にお名前をご記入いただきますようお願いいたします。なお、出席確認票につきましては、お帰りの際にお席に置いたままにさせていただくようお願いいたします。

続きまして、本日追加で配付しております資料について説明いたします。資料4-1については資料の追加でございます。資料4-2につきましては、事前に送付しておりました資料から差しかえでございます。最後に、資料の7-1については、大阪府環境審議会の新たな部会の設置及び部会の統合についての追加資料でございます。その他の資料につきましては、事前に送付しておりますとおりでございます。

続きまして、6月に行われました第45回環境審議会以降に新たにご就任いただいた委員のご紹介をさせていただきます。

近畿経済産業局長、小林委員の代理の牟田様でございます。

牟田資源リサイクル課課長補佐 よろしくお願いたします。

司会 近畿地方整備局長、谷本委員の代理の小山下様でございます。

小山下環境調整官 小山下です。よろしくお願いたします。

司会 近畿運輸局長、大黒委員の代理の森田様でございます。

森田計画調整官 森田でございます。よろしくお願いたします。

司会 近畿地方環境事務所長の佐山委員の代理の田中様でございます。

田中環境対策課長 田中です。よろしくお願いたします。

司会 その他のご出席の委員、及び幹事の皆様につきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、ご紹介は省略させていただきます。

なお、本日の出席委員でございますが、委員定数42名のうち34名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。

これ以降の議事につきましては、奥野会長にお願いしたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

奥野会長 皆様、改めて、こんにちは。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。ご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

先ほどご案内ありましたように、審議事項3件でございます。

第1番目の審議事項は、亜鉛含有量の排水基準に係る経過措置の見直しです。それと、カドミウム及びその化合物に係る排水基準の見直しについてでございます。

これにつきましては、6月に諮問がありまして、専門的かつ幅広い見地から検討していただくように部会を設置して、そこで審議いただくということにさせていただきまして、部会長を津野委員にお願いしましたので、津野委員の方からご報告をお願ひいたします。

津野委員 わかりました。それでは、ご報告いたします。

亜鉛含有量の排水基準に係る経過措置の見直し並びにカドミウム及びその化合物に係る排水基準の見直しについて検討を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

お手元に、資料1-1として部会報告の概要、資料1-2として部会報告書、資料1-3として府民意見とその見解をご用意させていただいておりますが、多岐にわたるために、パワーポイントを用いてご説明させていただきたいと思っております。

まず初めに、この排水基準等に係ります法律体系が非常に複雑でございますので、排水基準のアウトラインについてご説明させていただきます。

公共用水域において排出する事業場に対しましては、水質汚濁防止法で対象となる事業場特定施設を定め、国が全国一律の排水基準を定めております。しかしながら、地域によって違うために、その同じ水質汚濁防止法におきましては上乗せ条例を定めて、法の対象事業場に対しましてより厳しい上乗せ排水基準を定めることができることとなっております。大阪府におきましても、上乗せ条例を定めているところでございます。

また、法の対象外の事業場に対しましても、大阪府におきましては、汚水の排出が考えられます事業場を対象としまして、生活環境保全条例で法の対象事業場と同様の排水規制を行っております。

排水基準の項目でございますが、有機性の汚濁の指標であるBODや水生生物に関する基準であります亜鉛などの一般項目につきましては、国の一律排水基準では、日平均排水量が50トン以上の事業場が対象ではございますが、大阪府では、先ほど述べました上乗せ条例で、日平均排水量が30トン以上の事業場に適用しております。

一方、カドミウムやシアンなどの健康項目は、すべての対象事業場に排水量に関わらず適用されております。また、大阪府では、独自に上乗せ条例で、上水道水源地域には国の排水基準よりも厳しい基準を適用し、環境基準並みの排水基準を運用しております。

今回の検討項目でございますが、ここでお示ししております黄色で書いてございますが、カドミウムと亜鉛の排水基準の見直しでございます。まず亜鉛につきましては、一律排水基準の適用が困難な業種に期限を定めて暫定排水基準を適用しております。大阪府の上乗せ条例では、電気めっき業の事業場について、一律排水基準の適用が技術的に困難であるために、経過措置として暫定排水基準を定めております。現在の暫定排水基準は適用期限を平成25年3月31日としておりまして、暫定排水基準の見直しについての検討が必要でございまして、この検討をさせていただきました。

次に、カドミウムでございますが、先ほどご説明しましたとおり、上水道水源地域における健康項目の排水基準は、国よりも厳しい環境基準並みの値を適用しておりますが、カドミウムの環境基準が平成23年10月に改正強化されました。国の環境基準は改正されましたが、排水基準はまだ改正されておられません。水道水源保全の観点から、上水道水源地域等の排水基準の見直しについて検討いたしました。

上水道水源地域は、この図に書いてございます網かけの部分でございます。この部分が上水道水源地域に指定されておるところでございます。

水質規制部会は、この検討のためにここに示す間、専門委員会を開かせていただきました。本審議会からは私と池委員、専門委員としまして、大阪工業大

学の石川教授、摂南大学の島田准教授に加わっていただいたところでございます。

6月の環境審議会で諮問を受けまして、2回部会を開催して、部会報告をまとめました。その間、パブリックコメントの受け付けも行いました。いただいたご意見の内容は、お手元の資料の1-3のとおりでございます。

それでは、まず亜鉛の排水基準についてご説明申し上げます。一番上に書いてございますのが水質汚濁防止法に基づきます一律排水基準についての経緯でございます。それから、2番目のところが大阪府の条例、水質汚濁防止法に基づきます大阪府の条例での30トン以上という上乗せ基準の経緯でございます。それから、一番下が大阪府独自の条例対象事業の基準の経緯でございます。

2番目の大阪府の上乗せ条例におきましては、日平均排水量30トン以上が係っているところでございます。平成18年12月に国の一律排水基準が5ミリグラムパーリットルから2ミリグラムパーリットルに強化され、その際に、10業種に一律排水基準の遵守が容易でないとして、5年間の適用期限で暫定基準が設定されました。大阪府におきましても、これを受けて上乗せ条例と生活環境保全条例の排水基準を、平成20年4月に2ミリグラムパーリットルに強化しておりますが、その際に、府域の実情に照らしまして、電気めっき業以外の業種については2ミリグラムパーリットルが遵守できると見込まれましたことから、上乗せ条例におきましても、電気めっき業種1業種についてのみ暫定基準を設定しております。なお、法においては、平成23年12月に暫定基準の見直しを行っており、電気めっき業を含む3業種は、引き続き暫定排水基準を適用しているところでございます。

公共用水域及び事業場排水の状況でございます。この部会では、この検討に当たりまして、亜鉛に関する公共用水域と事業場排水の状況について確認をいたしました。

まず、公共用水域の環境基準の達成状況ですが、環境基準には幾つかのランクが設けられております。これは、水の利用によって類型当てはめをするという言葉であらわされております。したがって、河川ごとにその環境基準の値は異なることとなりますが、環境基準として効力を発揮するというようになります。

大阪府の主要河川におきましては、類型指定がなされておりまして、例えば平成23年度では、亜鉛の環境基準が設定されている78地点中73地点で環境基準を達成しています。達成できなかった地点については、下水処理場などの排水、生活排水による影響が考えられます。

一方、海域については、国がまだ類型指定していないために、達成非達成の評価はできませんが、すべての環境基準点で一番厳しい類型である生物特Aの環境基準値を満足しております。

次に、暫定排水基準が適用されております事業場の排水水質について、平成21年度から23年度までの3年間のデータをまとめて検討しましたところ、全13事業場中10の事業場で一律排水基準を超えているデータがあり、うち4事業場では暫定排水基準値を超過しているデータがありました。なお、暫定排水基準を超過した事業場については、所管行政庁において改善指導を実施しており、平成24年度に入りまして、暫定排水基準値を下回っております。

電気めっき業の事業者の排水処理においては、現時点では、中小規模の亜鉛めっき業等の専業等の事業者が多く、原水中の亜鉛濃度が高い。めっき液中に含まれる添加物やアンモニアなどによって処理が妨害される。この業種において凝集沈殿法という処理方法が用いられることが多いですが、最適なpHの管理が難しいといったような技術的な課題も存在しているところでございます。

亜鉛含有量に係る排水基準の経過措置の見直しに当たっての基本的な考え方について、次のように考えることにいたしました。これは、前回5年前に、排水基準を強化した際の基本的考え方を踏まえまして設定したところでございます。すなわち、可能な限り経過措置の適用を解除するものの、対象事業場の排水実態を踏まえ、現時点において技術的に上乘せ基準を遵守することが困難な業種については、引き続き暫定排水基準を設定することとしました。

これらを踏まえまして、亜鉛の暫定排水基準の見直しについて、電気めっき業に属する事業場については技術的な課題から、引き続き一律排水基準の遵守は容易でないこと、法の暫定排水基準も同様の理由により適用が延長されたことを勘案し、引き続き電気めっき業1業種につきましては、暫定排水基準5ミリグラムパーリットルを適用することが適当といたしました。また、暫定排水基準の適用期限は5年間とすることといたしました。

続きまして、カドミウムについてご報告いたします。先ほど申し上げましたとおり、毒性評価の見直しにより、平成23年10月にカドミウムの環境基準が強化されました。これを受けまして、国の中央環境審議会において排水基準の見直しが予定されております。現行の大阪府内の事業場に適用される排水基準は表のとおりでありまして、この排水基準の見直しについて検討いたしました。

亜鉛同様、カドミウムにつきましても、公共用水域と事業場排水の状況について確認させていただきました。平成23年度は、全測定地点で強化された公共用水域の環境基準を達成しております。事業場排水につきましても、検討の対象となる8事業場すべてで現行の排水基準値、上水道水源0.01ミリグラムパーリットル、上水道水源以外につきましても0.1ミリグラムパーリットルを満足しております。うち、上水道水源以外の地域に立地する生活環境保全条例対象の1事業場については、法の排水基準として想定されます0.03ミリグラムパーリットルを超えたデータがありますが、排水処理施設の不具合による一時的なものと府から報告を受けているところでございます。

これまでの健康項目に係る排水基準の設定に当たりましては、基本的考え方を基本に、今回のカドミウムの排水基準見直しに当たっての基本的考え方を確認しました。上水道水源地域においては、水源の安全性を確保するため、原則として環境基準値と同じ値を上乗せ排水基準として、法に定める特定事業場に適用することとしております。

この基本的考え方及び事業場排水等の現状を踏まえまして、この表に示しますとおり、排水基準を見直すことが適切といたしました。上水道水源地域の事業場には、上乗せ条例、生活環境保全条例ともに環境基準と同じ0.003ミリグラムパーリットルとし、可能な限り早期に適用する。上水道水源以外の地域の事業場には、生活環境保全条例の排水基準を法の排水基準と同じとし、法の排水基準の改正に合わせて適用する。なお、法の一律排水基準においては、従来からの考え方に基きますと0.03ミリグラムパーリットルが適用されると想定されます。また、見直し後の排水基準は、既存事業場、新設事業場ともに技術的に対応可能と考えるため、暫定排水基準を設定する必要はないといたしました。

以上が部会報告でございます。

奥野会長 ありがとうございます。

6月に諮問させていただいて、その後精力的に、今お話しいただいたように、かなり細かいところのデータをチェックしていただいて、このような形にまとめていただきましたこと、ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告に対しまして、ご質問あるいはコメント、その他ございませんでしょうか。

かなり厳しい目にしていると理解していいんだと思いますが、亜鉛についてはこういう猶予期間を設けるとか、1業種についてそうすると、かなり細かいところまで踏み込んで結論を出していただいていますのでいいかなと思いますが、何かコメントはございますでしょうか。

もしよければ、今報告いただいたことを本審議会の答申とさせていただきたいと思いますが、お諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

奥野会長 ありがとうございます。

では、津野委員に報告いただいたとおり、私たちの答申にさせていただきますので、ありがとうございました。

津野委員 ありがとうございます。

奥野会長 引き続き、もう1つ、次の議題が生活環境の保全等に関する施策の見直しということで、こちらについても津野委員の方からお願いしたいと思います。

津野委員 それでは、また津野の方から報告させていただきます。

お手元の資料2-2が部会報告、A3横長の資料2-1がその概要ですが、先ほどと同様、パワーポイントを用いて説明させていただきます。

知事からの諮問でございますが、本審議事項につきましては、本年1月の第44回環境審議会でも新環境総合計画の目標達成に向けて、計画では、施策の方向に掲げた対策がより円滑に展開できるようにとの趣旨で、生活環境の保全等に関する施策の見直しについて諮問を受けたところでございます。本審議会から私と桑野委員、坂東委員、専門委員として関西学院大学の久野教授、京都精華大学の服部准教授に加わっていただき、計4回の部会を開催して検討してま

いました。

部会では、生活環境保全条例制定後の施策を取り巻く状況の変化を整理し、検討すべき論点を、ここに書いてございます①から④のように抽出いたしました。すなわち、権限移譲が進む市町村との役割分担、事業者による自主的取り組みなど、規制以外の手法、反応系の大気汚染への対応、そして健康影響のおそれがある場合の情報提供についてでございます。以下に、順に論点についてご説明させていただきたいと思っております。

市町村への権限移譲でございますが、大阪府では、「大阪発地方分権改革ビジョン」に基づき、平成22年度から24年度までの集中取り組み期間に、希望する市町村に特例市並みの規制権限の移譲を行っております。権限移譲により、地域の実情に応じたきめ細かな対応が可能になるとされております。スライドでは、大気汚染防止法を例にとりまして、この権限移譲が始まる前の大阪府が規制指導を行っていたエリアを青色で示しております。政令市を除く区域の大半が府の所管エリアでございました。これが今年度までの集中取り組み期間に権限移譲が行われ、右図のように大阪府の所管は限られた市町村のみと変化しているところでございます。環境関連の他法令でも、このような市町村への権限移譲が進められております。

このように権限移譲が進みますと、当然大阪府が果たすべき役割も変化してまいります。従来からの役割として、広域計画の策定実施、広域的、専門的な環境問題への対応、緊急時対応などがあったわけでございますが、今後は、市町村間の調整や市町村への専門技術的な助言、情報提供がより重要になってくるものと考えられます。

このような状況の変化を踏まえまして、権限移譲に伴い、今後は新たな府と市町村の関係を構築していくことが必要となります。規制実務の遂行に当たっては、市町村における技術系職員の確保ですとか、府職員の経験や技術の蓄積をいかに継続していくか、さらには、複数市町村にまたがる広域的な問題への対応など、具体的な課題も幾つか考えられます。

こうした課題を克服していくための今後のあり方としまして、まず基本としては、府は市町村への技術的助言等の支援の措置を講じていく必要があります。現在も、大阪府は事務処理マニュアル等の提供や研修生の受け入れなどの支援

策を行っておりますが、こうした支援策を継続していくとともに、また、複数市町村にまたがる問題での連絡調整の緊密化などに留意すべきだと指摘させていただいたところでございます。

さらに、現行の生活環境保全条例では市町村の責務を規定していますが、府の条例で、市町村に責務を課すのは地域主権の観点から適切でないことから削除が予定されております。府と市町村との関係を規定する条文がなくなりますので、市町村が果たす役割の重要性にかんがみて、府が市町村への技術的援助、技術的助言等の支援の措置を講ずる等、生活環境保全条例に規定することが望ましいとさせていただいているところでございます。

次の課題でございます。規制以外の手法でございます。例えば、大気汚染防止法の揮発性有機化合物（VOC）の排出削減では、法による直接的規制と事業者の創意工夫に基づく自主的な取り組みを適切に組み合わせて実施すると規定されております。この法による規制と自主的取り組みのベストミックスによる取り組みは実際効果を上げていまして、大阪府域のVOC排出量も目標を上回る削減が行われているところでございます。

自主的取り組みといっても事業者の全く自主的な取り組みにゆだねるのではなく、施策として一定の枠組みを構築することによって、自主的な排出削減を促進する取り組みを今後とも進めていく必要があります。今後新たに規制以外の施策を構築するに当たっては、事業者が行っている排出削減の努力が社会的に評価される仕組みや経済的メリットにつながる仕組みが効果的であること、事業者が持つ排出負荷量等の情報を積極的に公開し、自治体、地域住民と共有することにより、相互理解を深めていくことが重要であることを提言として取りまとめさせていただきました。

次が反応系の大気汚染への対応でございます。従来から問題になっていました大気汚染は、工場や自動車などから窒素酸化物や粒子状物質など、汚染物質が排出されることによって生じてまいりました。排出源を規制することによって対策が可能で、その結果、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準は、近年達成できる状況まで改善されてまいりました。

一方、ここでは反応系の大気汚染と呼んでいます光化学オキシダントや微小粒子状物質は、その大半が大気中で反応することにより生成される物質である

という特徴がございます。反応のもとになる物質を前駆物質と呼んでいますが、一部は広域移流により大陸から飛来していることもわかっております。

新たに環境基準が設けられました微小粒子状物質（PM_{2.5}）につきましては、常時監視が緒についたばかりでありまして、府域の実態をしっかりと把握していく必要があります。反応のもととなります前駆物質がどこから排出されているのか、反応や生成のメカニズムがどうなっているのか、広域的な移流の影響をどの程度受けているかなどを解明していかないと、有効な対策の検討も進まないと考えられます。

環境モニタリング等により科学的知見の収集に引き続き努めるとともに、今後必要とされる対策を見据えた調査研究の充実が望まれます。その際、環境モニタリング結果等の情報を積極的に公表することなどを通じて、国や他自治体、民間の研究機関との連携を強化して取り組むことが効果的と考えられます。また、大気中での反応を抑制するため、前駆物質に相当する窒素酸化物や揮発性有機化合物などに対して、従来から実施している規制等の対策を着実に実施することも肝要と取りまとめております。

最後に、健康影響のおそれがある場合の情報提供についてでございます。行政情報の透明化が求められている中、健康影響のおそれがある場合の情報提供についても、より速やかな対応が求められているので、これまでの大阪府の対応を検証し、検討を行いました。

この例は、有害物質による地下水汚染の例でございますが、これが発覚した場合、周辺住民に井戸水ではなく上水、すなわち水道を飲むように注意喚起をするため、汚染があったことを公表する必要があります。過去の公表事例を検証しましたところ、速やかな対応がとられていることを確認いたしました。

一方、建築物等を解体する際に、石綿が使用されている場合には、石綿飛散のおそれがあります。このため、生活環境保全条例では、作業実施基準や敷地境界基準を定め、これに違反する場合、作業の一時停止などを命令することができますようになっております。過去の違反に関する事例では、直ちに飛散防止対策を講じるよう指導を行うとともに、改善勧告等の行政措置を行っておりますが、公表は改善勧告後になっております。石綿飛散による大気汚染の場合やその他の事象についても、健康影響のおそれがある場合には、個人情報保護

に配慮しつつ速やかに公表する必要があると取りまとめております。

以上4つの論点について検討し、市町村との役割分担では、府が広域行政の役割を担うとともに、市町村に技術的助言等の支援の措置を講じることや、そのことを条例に規定することが望ましいとまとめました。規制以外の手法や反応系の大気汚染につきましては、今後の施策の方向性を示し、健康影響のおそれがある場合の情報提供では、検証結果から速やかな公表が必要と取りまとめさせていただきました。

以上が部会報告でございます。

奥野会長 ありがとうございます。

こちらにつきましては1月に諮問を受けましたので、かなり時間をかけて詳しいところまでまとめていただきまして、委員の皆様にはお礼を申し上げたいと思います。

かなり多岐にわたりますが、4つにまとめていただいておりますので、今の報告に関しまして、ご質問あるいはコメントがございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。かなり詳しくというか、踏み込んでまとめていただいているので質問するところがないのかなという感じはしますが、論点を4つに分けて、資料2-1を見ていただいたら大体まとめていただいておりますけれども、市町村の役割分担に広げていく、それから規制以外のものについて、反応系の大気汚染、そして最後、石綿の例が出てまいりましたけれども。

よろしいですか。かなり詳しいところまで議論していただいておりますので、もしよろしければ、先ほどと同じように、今いただいた報告を本審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

奥野会長 ありがとうございます。

そのように、部会長をはじめ委員の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、もう1つの審議事項でございます。

新たなエネルギー社会づくりについて、こちらの方につきましては、水野委員に取りまとめをお願いしておりますので、水野委員の方からお願いしたいと思います。

水野会長代理 それでは、ご報告申し上げます。ちょっとのどをやられていますので、お聞き苦しいかと思いますが、よろしく願いいたします。

さて、東日本大震災と原発事故を契機といたしまして、今まで国やエネルギー供給事業者の課題とされてきたエネルギー需給の問題は地域の問題でもあるということで、本年1月に、大阪府知事から府域における中長期的なエネルギー施策の方向性など、新たなエネルギー社会づくりについて諮問されました。これを受けまして、審議会委員3名、専門委員3名、計6名の検討部会が設置されまして、事業者等へのヒアリングも行いながら10回にわたって検討を進めてまいりました。資料の3-2が本文ですが、今日は3-1の概要を用いて報告いたします。

左上のⅠ、新たなエネルギー社会づくりに向けた基本的な考え方というところをごらんください。これまでは、国や電力事業者が便利・快適な都市活動を支援するというために、不足しないようにエネルギーを供給するという供給側（サプライサイド）の発想でシステム構築が行われてきました。この部会で問題にするのは需要側（デマンドサイド）のあり方でありまして、サービスを受けるお客様の支援ということではなくて、上手な活動を行うスマートコンシューマーを支援するということが基本的な姿勢だと考えました。そして、デマンドサイドも参加したより発展したエネルギー社会、システムの構築ということが問題であり、そこにおける自治体の役割は何かということと問題を位置づけました。

このため、本部会におきましては、そこに書いてあります4つの視点から検討を進めてきましたが、このところは後の説明と重複して時間もとりますので省略しますが、2つ目のぼつの省エネ社会を積極的に築いていくという姿勢が必要ということをここで強調しておきたいと思えます。

なお、新たな施策を考えるときには、実現可能性ということを中心としたということと、費用対効果ができるだけ高い仕組みになるということに留意して検討いたしました。

それでは、2番目の右上のⅡ、エネルギー需給の将来イメージ（2030年度）というところをごらんください。現在、国のエネルギー基本計画はまだ確定していませんが、この9月に決定された革新的エネルギー環境戦略において、

経済成長に慎重ケースと成長ケースという2つのケースを設けて、2030年度の見通しが一定の幅を持って示されました。本部会においては、この見通しをもとに、同じく慎重ケースと成長ケースを設けまして、原発依存度がゼロ%と15%の2つのケースで府域のエネルギー需給の将来イメージを想定しました。

①の再生可能エネルギーというところがございますが、大阪府の特徴として、再生可能エネルギーがあまりないという現実があります。表にありますように、太陽光発電は全国平均ぐらいありますが、その他はほとんど賦存しません。部会では、太陽光発電については、2010年度の約10倍の150万キロワットを見込んでおります。供給の不足分はコージェネを含む火力発電に依存するとしておりますが、②にありますように、50万キロワット程度の増強が必要であると見込んでおります。

それから③のエネルギー消費量でございますが、大阪府はエネルギーの大消費地でありまして、エネルギー消費の削減に努めるべき地域と考えております。消費量の将来については、表の中にありますように、次のⅢのところの対策の実施によりまして、2010年度からエネルギー消費量は11から14%減と。表の中には幅を持っておりませんが、これは慎重ケースの結果が示してありますので、成長ケースで考えると2つの幅が出ますが、ここは慎重ケースだけ書いてある。ですから14%減ということになります。それから、電力消費量は15から17%減、そこに17%減と書いてありますが、こういう試算をしております。

また、この概要には記載しておりませんが、この試算結果を国の現時点での見通しと比較しますと、具体的な数字は省略しますが、電力消費量の減少率は国の見通しを上回りますが、エネルギー消費量については減少率が残念ながら下回ります。ただし、温室効果ガス排出量の基準年度である1990年度からの減少率で見ますと、国の見通しを上回るという結果にはなっております。

また、温室効果ガス排出量につきましては、これもいろいろなシナリオによって変わりますが、老朽した火力発電を、石油火力を高効率LNG火力に更新したと想定する場合は、国の見通しを上回るという試算結果となっております。

それでは、3番目の中ほどに書いてあります対策の観点と取り組みの方向性

というところをごらんください。取り組みの方向性につきましては、1、エネルギー消費の抑制、2、電力需要の平準化と電力供給の安定化、3、再生可能エネルギーの普及拡大という3つの対策の観点からそれぞれ検討を行いました。

本文には、それぞれに対して、現状の実態とか取り組みというように現状を位置づけて課題整理を行いまして、施策の方向性についての考え方というのを述べております。そして、例として具体的な施策メニューのイメージということを挙げております。その表の左側に、施策の方向性についての考え方、右側に、それを受けた具体的な施策メニュー・イメージを記載しています。このうち、太字で下線を入れている施策につきましては、条例等による制度化の検討が必要なものと考えております。ここでは時間もありませんので、特徴的なもののみ説明させていただきます。

なお、新しいというポイントを挙げますと、今までのサプライサイド主導のエネルギー社会では、例えば家庭用のエネルギー消費量を扱うというときには、標準家庭で標準使用パターンといったものをつくりまして、それで省エネルギー効果を出して議論してきたという十把一からげは典型的なサプライサイドの発想と言えらると思います。実際の生活は極めて多様でありますので、特に、現在対策がおくれている中小のビルや家庭では、この多様性を考慮できる体制というのが必要になります。そこに書いてあるうちの幾つかは、このような視点を重視したものとなっております。

また、例えば建築物などで、規模別に対応を考えるとというようなことに内容はしておりますが、そういうことも同じような点からのポイントでございます。また、今までは各セクターがそれぞれ対応していたものを組み合わせたり、協調して活動する視点というものが新しいものと言えらると思っております。

それでは、具体例を少し紹介しますが、例えば1行目のエネルギー消費の抑制のところでは、その右側へ行きますと、エネルギー供給事業者による報告制度とステークホルダー会議の開催と書いてあります。デマンドサイドの発想からはエネルギー需給に関する詳細な情報をベースにするという必要がありますので、供給事業者から需給状況について報告を求めるとともに、府民、自治体、供給事業者がこういった情報を共有しながら地域のエネルギー問題を協議し、問題解決に向けた取り組みを推進する場、これをステークホルダー会議と

ここで呼んでおりますが、これを設けることが適当と考えております。

また、省エネ型ライフスタイルの転換が2番目です。そこには、個々の状況に応じた省エネアドバイスが提供できるということが重要になります。そのため、大阪の豊富な地域資源とも言える大学とか学協会の支部というのがございまして、そういうものの協力を得ながら、3行目にあるような省エネアドバイザー制度などを創設して運営するというようなことが適当と考えます。もちろん先ほどのステークホルダー会議で取り組むことも考えられます。

それから、2行下の住宅・建築物の省エネ・省CO₂化です。特に、既存住宅・建築物は全体のうちの圧倒的多数を占めまして、省エネ・省CO₂の余地も大きいことから着実に対策を進めていく必要があります。

そして、2の電力需要の平準化と電力供給の安定化の中の、今夏の節電対策の検証と定着とありますが、今年の夏に関西電力管内では11%の節減ができました。これは地域が共通の目的に向かった成果と言えます。これは今回の目指す社会の1つの具体的事例と考えてよいと思います。

2行下の右側でございしますが、電力供給の安定化には、多様な発電事業者の早期参入による電源確保と書いてありますが、これも重要と考えております。国による環境アセスメントの迅速化等の検討の動向も参考にしつつ、高効率で環境負荷の少ない火力発電や分散型電源の新增設に要する期間の短縮を図る方策について、もちろん環境保全に十分配慮して検討することが適当と考えております。

それから、4番目の新たなエネルギー社会における関連産業の振興というところをごらんください。ここでは大きく3点を挙げています。

1つは、大阪・関西の蓄電池等のエネルギー関連企業や研究機関が集積しているポテンシャルを活かすべきであるということが1つでございまして。2つ目は、今後、多様な発電事業や省エネ関連産業などを振興していくべき。3つ目は、今後のエネルギー関連施策の進展が新たなエネルギー社会における関連産業の振興につながり、それが新たなエネルギー社会づくりに資するという好循環につなげていくべきであるというものでございまして。

最後に、新たなエネルギー社会の構築のために、府が関与できる重要事項が多いということが明らかになりました。また、事業者等へのヒアリングを通じ

まして、エネルギー政策の転換への期待と関与の積極的意思というものが確認されました。府民、自治体、エネルギー供給事業者等のステークホルダーが情報を共有しながら協働して地域のエネルギー問題に取り組むことにより、経済と両立させながらスマートな都市活動への転換を進め、大阪の持続的成長につながる新たなエネルギー社会を構築していくことが必要であり、また実現可能であると考えます。

以上が部会報告の概要でございますが、本部会で検討し、取りまとめました施策の方向性を踏まえて、府が着実に施策を推進されることを期待いたしまして、私からの報告を終わります。

奥野会長 ありがとうございます。

これについても1月からですので、かなり時間をかけて、この本文の報告書を見ていただいたらわかりますように、かなり詳細なデータを示して実現可能など、ここまで踏み込んでいるのですが、何かご質問あるいはご指摘、コメント、皆様の方からこの時点でございますでしょうか。

どうぞ。栗原先生、マイクをお願いします。

栗原委員 各部会の先生方には本当に大変な作業だったと思いますけれども、ご苦労さまでございます。

私、ちょっとこのエネルギー問題に関連して先日委員会で質問させていただいたということもあって、何点かお聞きしたいんですけども、本文の14ページに、エネルギー消費量における1990年と2010年と2030年のグラフが記載されてあるんですけども、これで見ますと、基準年の1990年と比べて、国の方ではエネルギー消費量が若干増えているけれども大阪府では減っているという報告がある。これとはまた別のグラフなんですけれども、CO₂の排出量のグラフを見たところ、1990年と比べて2010年で若干減っているんです。2009年にようやく1990年の基準年から下回ったというようなグラフがありまして、言うたらリーマンショックでちょっと景気が落ち込んだ影響で2010年の数字が落ち込んだのだという部局からの説明があったんですね。ですから、節電というよりは、むしろ景気が落ち込んだことでCO₂の排出量が減った。これもそういうのが関係しているのかなと思うんですけども、そういう意味でいくと、2030年のエネルギー消費量が随分減

っていくというのは好ましいことなんですけれども、具体的にどんなイメージなのかなということをお聞きしたい。

あともう一つ、16ページに関西電力のCO₂排出係数の推移ということで、原発の稼働が大分抑制された影響で、2010年にはCO₂の排出係数が全国的にもあるいは関西電力管内でも、特に関西電力管内の方が原発の稼働率もともと大きかったということもあって随分増えているんですが、2010年はまだ原発が若干動いていましたから、この排出係数は11年の方がもうちょっと大きくなるのかなと思うんですけれども。それで、まとまりがなくてすいません、その前のページに火力発電の発電電力量構成ということで、いろいろなケースを想定して書いている場合の排出係数を書いているんですけれども、このままでいくと、2010年で大阪で0.45だとすると、例えば、ゼロシナリオ、15シナリオだともっと大きくなるのかなと、感覚としてはそういう感じがするんですけれども、ここに書いていただいているように、電力の発電量構成が違うからだろうというのは何となくはわかるんですけれども、ちょっとその辺のご説明をいただければと思います。

水野会長代理 場合によっては、事務局の方が数量的には詳しいかもしれませんが、もし何か補足があれば事務局の方からしていただくとして、私の方からとりあえずお答えします。

最初の問題なんですけど、確かに景気が悪くなってエネルギー消費量も減ってきているのではないかとこのところではございますが、全国では当然増えていると。大阪だけは非常に敏感だと言われたらそれまでですが、全国でも減ってきている。それから、家庭用とか業務用も、これもリーマンショックの影響といえそうかもしれませんが、それも少し減ってきているということがありますので、私はすべて景気の影響ではなくて、大阪府全体の環境に意識が高いかどうかはわかりませんが、わりにそういう問題に気を配っている側面があるのではないかとこの楽観的なあれを持っております。

2030年には、そこに書いてありますいろいろな対策をとればどれぐらい下がるのかということではございますが、それを着実に実施することによって、これは目的ではないんですが、そういった数値は実現できると。ちょっと取りとめのない答えで申しわけありませんが。

それからCO₂の問題は、確かに2011年度はどっと上がっている。2011年度の原発の稼働率はたしか20%ぐらいではなかったかと思います。それまでは四十数%という原発割合がございますので、2011年も一部原発が動いておりましたので、数値が違えばまた事務局から訂正してもらいたいんですが、20%ぐらいになっているという形でここでぐっと上がっているんだと。

それから、2030年度のところは、ゼロシナリオでは確実に原子力はないという形でやっておりますので、数量的におかしいことはないと思います。こういう電力の減退になると考えておりますので、これはそういうものだと思っております。それ以上はちょっとコメントのしようがございませんが、何か事務局の方からフォローがありましたらお願いいたします。

奥野会長 事務局の方でお願いします。

金森エネルギー政策課長 エネルギー政策課長の金森でございます。

ただいま水野部会長からお話しいただいたとおりで、景気の影響は否定できませんが、産業部門におきましても全国に比べて20%と、全国ベースで6%をかなり上回るペースで削減が進んでおりますので、景気の減退以上にやはり努力をされている部分があると。また、家庭、業務部門等、増加の部門における増加率も低いということもございまして、そういった努力しろの部分というのが評価されるべきであるというのは、今部会長が申し上げられたとおりでございます。

さらに、排出係数ですが、これはそれぞれのシナリオにつきまして、LNG、石炭、石油の構成比を複数設定いたしまして、さらに、それぞれについて、77ページの方に個別の電源の発電時の排出係数を記載させておりますが、それらに乗じて足し合わせ、一定、関西電力の近年の排出係数の実績値を用いて補正をして設定いたしております。もちろん実際の電源の種類によってこの排出係数は大きく異なってまいりますので、LNG火力が増えますと排出係数は当然低くなりますし、石炭等は最も高くなりますので、将来、確定的な数字を示すということは困難ではございますが、一定の試算、前提条件において計算した結果としては適切な数値を掲げていると考えております。

細かな話ですので、これ以上は口頭で申し上げてもかえってわかりにくいかと思っておりますので、以上のような説明とさせていただきたいと存じます。

奥野会長 よろしいですか。

栗原委員 ありがとうございます。

奥野会長 ほかにございませんか。

どうぞ、先生。マイクをそちらにお願いします。

西田委員 西田と申します。

水野先生をはじめ、委員の皆様方には、短期間でこれだけのものを取りまとめていただいたのは大変ご苦労さまでございました。その上で、ご質問というか、私を感じましたことを申し上げたいと思います。

ご説明の中にもございましたけれども、これを取りまとめるに当たって、実現可能性と費用対効果を考えたというお話でございましたけれども、原発ゼロとか依存度15%というのが、2030年度といえども果たして実現可能なかどうかというのは甚だ疑問に思っております。

また、経済成長についても、なぜ慎重ケースだけが条件に上がっているのかというふうなところにも疑問を感じております。その上で、政府の方としても具体的なエネルギー政策についてはまだよう固めておらない上に、たしか最近のニュースでは、地球温暖化対策基本法案が廃案になったというような状況の中で、将来の在阪企業や府民の活動を縛ることになる新たなエネルギー社会づくりの制度設計を、必ずしも性急に取りまとめる必要はないのではないかと、もう少し状況を見てからでもいいのではないかと考えております。

資料のたしか9ページ目にもございましたけれども、関西の場合、申し上げるまでもなく原発依存度が非常に高くございますし、一方では、再生可能エネルギーのポテンシャルが非常に低いという中で、持続可能な経済発展と環境を両立させていくという視点が非常に欠かせないというふうに考えております。国際競争のみならず、都市間競争が非常に厳しくなっております中で、政策の制度設計に当たりましては、海外とかあるいは国内の他都市との比較などを行われたのかどうかを後ほどわかれば教えていただきたいと思います。

私が懸念いたしますのは、規制を強めることによりまして、大阪の企業の活力が損なわれるということになってまいりますと、経済成長のみならず、雇用の機会も失われるということで、地域経済にとっては大変重大な事態を招くことになるのではないかと危惧いたしております。特に、大阪の場合、中小企業

の比率が高いわけでございますけれども、なかなかその形態力からいっても十分な対応が難しいのではないかと考えておりました、今後この点につきましても、これは大阪府さんとしてぜひ施策面で十分なお配慮をお願いしたいと考えています。質問と申し上げますよりも、私の意見でございます。

奥野会長 先生、コメントがあればどうぞ。

水野会長代理 1つは、経済成長について慎重ケースと成長ケースで、慎重ケースだけやっているというような発言がありましたけど、中では成長ケースも一応国を参考にしながらやって、ここの概要の中には慎重ケースしか書いてありませんが一応書いてありますので、その成長率がいいのかどうかというのはちょっと問題ですが、やっております。

それから、部会報告の本文の中でも書いておると思いますが、ゼロ%か15%というのは、そういうことを決めるのは、やはり環境と経済、それから供給安定性とかセキュリティとかを総合的に考えるべきであって、それを決めるのは我々この部会の責務ではない、ミッションではないというふうに思っております、とりあえずゼロ%と15%でやったときにどんなことになるのかと。私は、個人的な見解では、やっぱり環境とか経済という点で決して楽ではなくて大変だと思いますので、こういったデータを見ながら、大阪と府市、統合本部のエネルギー戦略会議あたりは、そこら辺をどうするかと国に発言するという。それから国がすべきことは、向こうでも委員会をやっていますし、ここは大阪府がすべきことをやっておりますので、そういうことを踏まえて、私どもはそういう結論を出したわけではございませんので、どうぞよろしくご理解のほどお願いいたします。

奥野会長 ほかに発言ございませんか。

よろしいでしょうか。西田先生の方はかなり大阪府向けといいますか、次にこれを受けて施策を立てていくときに、今先生がおっしゃったように、国が決まっていなのに水野先生はやらなくちゃということで、一応そういう設定でこういうシミュレーションをやるときは決断してやらないといけませんから苦労をかけたんだと思いますけれども。

ほかにご発言なければ、今いただきました質問でこの報告書ががらっと変わることはないと思いますので、その必要はないかなと思いますが、一応この受

けたものを答申とさせていただいて、今あったコメントは大阪府にぜひそれを次に活かしながら、さっきのもそうですけれども、そういうことを要請して、これを答申として認めることにしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

奥野会長 ありがとうございます。

そういうことにさせていただきたいと思います。

それでは、審議事項が終わりまして、あと報告事項が3件ございます。

総合計画の方と温泉法と鳥獣保護区の方ですが、温泉法と鳥獣保護区につきましては、いつもでございますが、部会の報告を受けて、それが本審議会の結論ということになりますので。

それでは報告を、まず、環境総合計画の進行管理について、これをどういうふうにしましょうということで、榎村先生グループでいろいろ議論していただきましたことを報告お願いしたいと思います。

先生、よろしくお願ひいたします。

南部総務課長 先生、すいません。事務局から先に状況だけ説明させていただきます。申しわけございません。

榎村委員 じゃ、先にお願ひいたします。

奥野会長 失礼しました。私の方のミスです。事務局から。

南部総務課長 本日お配りしております資料の4-1に概要を取りまとめたございますが、かなり字が細こうございますので、正面のスクリーンでお示しさせていただきます。

まず、大気環境の状況でございますが、府内には105カ所の測定器がございまして、継続して測定したデータで見ますと、左側が二酸化窒素の濃度、右側が浮遊粒子状物質の濃度、ともに年平均値は右肩下がり、改善傾向にございます。環境保全目標は、高い濃度となった日の発生頻度で判断いたしますので、二酸化窒素は全測定局で目標を達成しております。また、浮遊粒子状物質は、5月に黄砂の影響で2日間連続基準値を超過したため、一部の局で未達成となっております。

次に、水質環境の状況でございます。河川水質、折れ線グラフの黒の部分で

ございますが、工場、事業場の排水処理対策や下水道の整備などによりまして、おおむね改善傾向にございます。BODの環境保全目標達成率は2011年度で87.7%となっております。一方、海域の水質、これは赤でございますが、グラフで見ていただきますとおり横ばいの傾向でございまして、CODの目標達成率は66.7%となっております。

次に、騒音の状況でございます。道路沿道における環境保全目標の達成率は上昇傾向です。グラフがだんだん下に行くほど年度が直近になります。最下段のグラフが2010年度でございまして、昼、夜ともに基準値以下でありましたのが全戸数中91.8%となっております。

次に、化学物質の状況でございます。まず左のダイオキシン類でございますが、1999年にダイオキシン類対策の特別措置法が制定されて以降、構造基準に不適合な焼却炉を廃止するなどの対策が進みまして、府内の排出量は大幅に減少しております。また、右側のグラフ、人や生態系に有害性があり、PTR法の対象となっております化学物質の排出量の推移をお示ししておりますが、おおむね減少傾向にございます。

先ほどの新たなエネルギー社会づくり検討部会でも少しご議論ございましたけれども、地球温暖化の状況でございます。2010年度の温室効果ガスの排出量、グラフの一番右端の部分でございますが、5,081万トンとなっております。基準年が一番左端、1990年でございますが、比べますと12.1%減少しております。しかしながら、このうち二酸化炭素は、棒グラフの青の部分でございますが、1990年と比べまして3.2%の減少にとどまっております。

これも先ほどの部会の資料にもございましたが、ご案内のとおり、火力発電所の割合が高くなっております。このため、1キロワットアワーの電力を使用する際に、どれだけのCO₂を排出しているのかを示す値を電力の二酸化炭素排出係数と申しますが、これは増加しております。電力不足に対応するため、関西全体で節電の取り組みが進んでいる状況でもございますが、先ほどお示しました二酸化炭素についても、2011年度は増加する見込みでございます。

次に、府内における太陽光発電設備の導入状況ですが、2011年度末現在で約17万9,000キロワット分が導入されてございます。これは前年の20

10年度と比較して25.2%の増加となっておりますのでございます。

続いて、ヒートアイランドの状況でございます。グラフでお示ししていますが、上側が大阪府の状況で、年平均気温も上昇傾向にございます。最近は、この年平均気温の上昇はやや鈍化をしておりますが、依然、全国と比べますと、かなり上回っている状況にございます。

また、年間の熱帯夜の日数、これも大阪は赤の分ですが、他の都市と比較しても多うございまして、特に、近年40日を超えるという状況が続いております。

次に、廃棄物の減量化・リサイクルの状況でございます。一般廃棄物の排出量の推移については、グラフ右端の2010年度の1人1日当たりのごみの排出量、リサイクル率ともに全国ワーストワンとなっております。その要因といたしましては、リサイクル可能な資源物が事業系のごみに混入していることなどが考えられます。なお、排出量そのものは、見ていただくとおり年々減少しております。左端の2005年度と比較しまして18%減。これは全国平均の14%減を上回るペースで減少しております。

最後になりますが、産業廃棄物の状況でございます。特に、見ていただくとわかりますが、グラフの青の部分、最終処分量の減少が顕著でございます。2010年度は47万トンとなっております。2005年度と比較して約30%減少しております。

以上で、環境の状況についての説明を終わります。

これらの状況を踏まえまして、この後ご説明いただきます環境総合計画の点検評価結果についてご確認いただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

奥野会長 どうも失礼いたしました。

まず大阪府の環境のこういう変化をご報告して、それを踏まえてこの計画をどう管理していくかということ、榎村先生、すいません、よろしくお願いたします。

榎村委員 今、大阪の環境の状況ということでご報告ございましたけれども、大阪21世紀の新環境総合計画について、環境総合計画部会で点検評価を実施いたしましたので、榎村から報告させていただきたいと思っております。

資料４－２でございますけれども、参加いただいた石井委員、福岡委員、坂東委員、大橋委員、逸見委員でございます。

ただいまご説明ありました資料４－１が平成２３年度の環境の状況及び講じた施策でございます。

次のページの資料４－２でございますが、点検評価の概要、資料４－３が点検評価結果、資料４－４が点検・評価項目でございます。

本日は２枚目の資料４－２の点検評価の概要を用いて説明させていただきます。大阪府は、平成２３年３月に大阪２１世紀の新環境総合計画を策定いたしました。この計画では、毎年度のＰＤＣＡサイクルと複数年（３年から４年）ごとのＰＤＣＡサイクルで進行管理を行うこととしております。

進行管理の進め方につきましては、昨年度に、環境総合計画部会において集中的に審議を行った結果である新環境総合計画の効果的な推進と進行管理のあり方についての環境審議会答申に基づきまして、進行管理をするということとしております。

進行管理の方法は、毎年度サイクルとして、大阪府において毎年度作成する「講じた施策」に取りまとめられる施策・事業の進捗状況等をもとにした全分野の進行管理を施策・事業ごとに設定した「取組指標」（アウトプット）の進捗を中心に点検評価を行うこととしています。加えまして、環境総合計画の柱であります「低炭素」、「循環」、「生物多様性」、「健康」に「快適」を加えました５つの分野から、毎年度、１つまたは２つの分野を選定いたしまして、重点的に点検評価する分野を設定いたしまして、その分野について、より詳細な点検評価を実施することとしております。

複数年ごとのサイクルは、２０２０年の目標（アウトカム）を中心に、計画に掲げた施策の方向や主要施策の実施効果の点検評価をすることとしております。また、点検評価結果に基づき、必要に応じて計画を柔軟に見直しすることができるようにしております。

進行管理における本部会の役割は、府議会や府民代表による点検評価に加えて、専門的な視点から点検評価を行うこととしています。

お手元に資料４－４というのがございます。表になったものでございます。資料４－４の環境総合計画の点検・評価項目をごらんください。環境総合計画

部会における点検・評価項目を表に整理したものでございます。

今回は初めてでございますので、毎年度サイクルの点検評価になりますので、取組指標の達成状況と、一番下のところにありますが、新規施策・事業の提案、施策・事業の改善方策の提案について議論をいたしました。

申しわけございませんが、また資料4-2の方にお戻りいただきたいと思っております。

左下の環境総合計画部会における点検評価をごらんください。平成24年8月16日に部会を開催いたしまして、「平成23年度における環境の状況及び講じた施策」をもとにした全分野の施策・事業の点検評価と、低炭素・省エネルギー社会の構築と資源循環型社会の構築の2つの分野を対象にした重点的な点検評価を行いました。

右側をごらんください。点検評価の総括というところでございます。全般的な事項でございますが、部会では、今回初めての点検評価でございます。点検評価の方法につきましては、実際に点検評価を行いながら必要な改善を行っていくことを申し合わせました。また、部会での点検評価は、単に事業の効率性という観点からではなく、計画の目標達成に個別の施策がどれだけ寄与しているのかという視点を重視して点検評価をすることといたしました。

今回、初めての部会での点検評価でもありまして、施策・事業の内容以外にも、府で自己点検する際に課題や改善方策を明示することなどの点検評価方法に関する意見が多く出され、次回以降、改善していくことといたしました。

全分野の個別施策事業につきましては、「講じた施策」をもとにした点検評価を実施いたしました。全般的に施策・事業は想定どおりの自己点検評価結果となっております。おおむね順調に進んでいることが認められました。

施策・事業に関する主な意見に対しましては、例えば、大阪湾の水質改善と豊かさ（漁獲量の確保）の関係につきましては、水質（栄養塩）と漁獲量の関係の研究成果を踏まえて引き続き検討する。あるいは、ヒートアイランド対策につきましては、引き続き、温暖化防止条例による大規模事業者の取り組み促進や中小事業者の省エネ支援等によりまして、人工排熱の削減対策を推進するという府の回答が得られました。今後は、あらかじめ抽出した個別の施策・事業をより詳細に点検評価することといたしました。

重点分野につきましては、低炭素・省エネルギー社会の構築と資源循環型社会の構築の2つの分野について、本年3月に策定した地球温暖化対策実行計画と循環型社会推進計画の取り組みを中心に、府の説明を聴取いたしました。低炭素の分野では、森林整備によるCO₂吸収が量的に期待できないのであれば、重点施策としての位置づけは再評価すべきとの意見がございました。また、資源循環の分野では、一般廃棄物の減量化に関する目標の達成に向けた取り組みにおいて、府と市町村の役割を一層明確にしながら進める必要があるとの意見がございました。

その他、たくさん部会で意見がございましたので、今日は時間がありませんが、資料の4-3をごらんいただきたいと思います。この資料4-3では、たくさんさんの指摘事項に対しまして、府のご回答いただいたものが細かく記載されておりますので、また後ほどごらんいただければと思います。

また、資料4-2にお戻りいただきまして、右の一番下の今後の対応というところをごらんください。

今回の部会における議論の結果を踏まえまして、次回の部会におきましては、点検評価の方法を改善していくことといたしております。また、重点分野の点検評価方法は、事務局において検討するということとなりました。今回の点検評価では、点検評価方法に関するもの、全分野に関するもの、重点分野に関するもの等々、初めてでございましたので大変多くの意見が出されましたけれども、この点検評価結果は、府において次年度以降に反映させていただくようお願いしたいと思います。

このような形で、環境総合計画部会で、大阪21世紀の新環境総合計画の点検評価結果をまとめました。

私の方からの報告は以上でございます。

奥野会長 ありがとうございます。

この総合計画に関しまして、その管理をどうしていくかということで、先生チームに、この部会にお願いしたところでございますが、今の報告に関しまして、ご質問あるいはコメント、何かお気づきの点があればどうぞお願いしたいと思います。

水野会長代理 点検評価のやり方につきましては大変結構かと思いますが、個

別の項目で、点検評価の総括という4-2の右側の中に、ヒートアイランド対策についてというのがございますが、人工排熱の削減対策を推進すると書いてあるんですが、これはいろいろな意見がもちろんあるんですが、ヒートアイランドを引き起こしているのは、人工排熱よりもむしろ地表面とか建物の表面から昼間に蓄えられた太陽熱が出てくるというのが主原因だと私は思っていて、大阪府もそのように実は指導というか、助言しているんですが、人工排熱だけ促進すると書かれるとちょっと違うんじゃないかと思っていますので、その点、専門的立場からコメントさせていただきます。

榎村委員 ありがとうございます。ここに書かれている文言は概要をまとめたものだけでございますので、詳細にはいろいろ検討しておりますので、本文の方にはきちっと書かせていただいておりますが、ご容赦いただきたいと思っております。ありがとうございます。

奥野会長 ほかに何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。こういう形で、きっちりP D C Aをここにも使おうというこの試みはいいと思います。ただ、やり方をうまくやらないと、ここを設定したから何とかという細かいことまでやるとなかなかそういうところまでいけないので、環境のこういう計画に対してうまくいく方法というか、それをぜひ、検討すると書いていらっしゃるの、そういうふうをお願いしたいと思いますし、府の方にも何か二重にこういうふうにすることはすごくいいことだと思うので、ぜひ工夫していただきたいと思っております。

これについてはよろしいでしょうか。報告だから、ありがとうございますでいいのかな。

これを踏まえて府の方でよろしくお願ひしますと、私から発言すればいいんですね。榎村先生をはじめ、委員の皆様へ感謝申し上げます。

それでは、この審議会でもいつもございますが、温泉法に基づく温泉掘削許可についてはいつも益田先生にお願いしておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

益田委員 益田でございます。

では、報告させていただきます。平成24年8月21日に温泉部会を開催いたしました。そこでの結果について報告いたします。

それでは、お手元にお配りしております資料5、これは両面コピーで1枚物でございます。それをごらんいただきたいと存じます。

平成24年度第1回温泉部会では、知事から諮問のありました温泉掘削許可申請1件につきまして審議いたしました。この1件は、裏面の方に示されております。

温泉掘削許可申請につきましては、既存温泉への影響など、温泉の保護という観点から、申請地の地質状況、掘削深度などについて審議いたしました結果、許可することに支障なしと決議いたしました。

以上でございます。

奥野会長 ありがとうございます。

先ほど言いましたように、この温泉部会は常設部会でございますので、そこでの部会のこの決議、支障なしということが審議会の決議とすることになっておりますのでご了解くださいませ。

ありがとうございます。

続いて、3番目の箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区の指定につきまして、これも常設部会の野生生物部会でございますが、石井委員の方から報告をお願いいたします。

石井委員 野生生物部会長の石井でございます。

特別保護地区の指定についてご報告申し上げます。

資料6の大阪府環境審議会野生生物部会報告書をごらんください。

6月29日に開催されました大阪府環境審議会野生生物部会におきまして、知事から諮問のございました箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区の指定について審議を行いまして、同日付で大阪府環境審議会会長から知事あてに答申を行いました。

大阪府では、野生鳥獣の保護繁殖を図りますために鳥獣保護区の指定に努めておりますが、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律では、鳥獣の保護繁殖を図る上で、特に必要な地区については鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定し、建築物等の新築や改築、水面の埋め立て、樹木の伐採など、鳥獣の保護繁殖に影響を及ぼすおそれのある行為を規制できるようになっております。

現在大阪府には18カ所、合計で1万2,801ヘクタールの鳥獣保護区がご

ございますけれども、特別保護地区は、この箕面勝尾寺鳥獣保護区内に指定しております本地区のみということでございます。この特別保護地区が本年10月末に指定期間が満了となりますため、鳥獣保護法及び府が定めた第11次鳥獣保護事業計画に基づきまして、指定期間の延長を行い、更新したものでございます。

では、2ページの区域、3ページの区域図をごらんください。区域は更新前と同じく箕面勝尾寺鳥獣保護区内に設置されている府営箕面公園の区域のうち、箕面川の河川区域、滝道及びその法面、並びに昆虫館及びその附属施設の区域を除いた区域となっております。面積は約70ヘクタールあります。存続期間は平成24年11月1日から平成34年10月31日までの10年間ということでございます。

指定目的ですけれども、本地区は、都市近郊に位置しながら豊かな自然環境に恵まれた地域として知られ、シイ類、カン類等の照葉樹林を主体にした植生は、溪谷部のイロハモミジ、ケヤキ林と相まって、野生鳥獣のすぐれた生息環境を形成しています。後ろの方に、きれいなカラーでお見せしたかったんですけどモノクロですが、4ページから8ページにわたって、景観あるいは生物等の紹介がございます。

更新に当たり実施した調査におきましては、116種の鳥類の生息が確認され、オオタカ、サンショウクイなどの環境省レッドリスト掲載鳥類9種のほか、トラツグミ、カワガラスなど多くの大阪府レッドデータブック掲載鳥類が確認されております。また、哺乳類では、国指定の天然記念物であるニホンザルあるいは大阪府レッドデータブック掲載種であるニホンリスなどの生息が確認され、野生鳥獣の良好な生息地となっております。このため、本地区は、箕面勝尾寺鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要があると認められることから、引き続き特別保護地区に指定し、野生鳥獣及びその生息地の保護を図るものということでございます。

以上で報告を終わります。

奥野会長 ありがとうございます。

引き続き10年間という報告でございますが、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ここも先ほどお話ししましたように、既に部会で決めていただいていますので、この審議会の決議ということにさせていただきますが、引き続き、こういうところを続けていきたいと思いますということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

奥野会長 ありがとうございます。

それでは、報告事項、その他がございます。

大阪府環境審議会の新たな部会の設置及び部会の統合についてということで、これは事務局の方から、説明をよろしくお願いします。

南部総務課長 事務局の南部でございます。説明申し上げます。

資料7-1と右肩に書いたものをお手元にご用意くださいませ。

まず初めに、全庁的に実施いたしておりました規則や要綱で設置する会議体の見直しについてご説明させていただきます。地方自治法では、外部の有識者等が参画し、調停、審査、諮問または調査を行う会議体、この環境審議会もそうでございますが、こういったものについては、法律又は条例により附属機関として設置することとなっております。これについて、近年、他の地方公共団体の住民訴訟や住民監査請求による監査結果におきまして、規則や要綱で設置している会議体を実質的には附属機関であるにも関わらず、条例で設置されていないとして違法との判断が示されております。そうした状況を踏まえ、今般、大阪府におきましては、設置している会議体の総点検を実施いたしました。その結果、附属機関として設置することが適当とされた会議体のうち、大阪府環境審議会での審議事項に該当する会議体が2つございました。

下段の表をごらんください。大阪府地球温暖化対策推進委員会と大阪府リサイクル製品認定審査委員会でございます。それぞれの審議事項は記載のとおりでございます。

本日お諮りいたしますのは、この2つの委員会につきまして、審議会条例第6条第2項に基づき、新たな部会として設置するというものでございます。なお、リサイクル製品認定部会につきましては、定期的な審議が必要でございます。部会の決議を審議会の決議とさせていただきたいと考えております。

資料7-1の裏面をお開きください。

続きまして、水質測定計画部会と水質規制部会等の統合につきまして、ご説明いたします。

現在、関係する案件があるごとに、水質規制部会や水質環境基準部会を設置し、審議をいただいておりますが、下段の表のとおり、今後も毎年審議案件が予定されておりました。常設である水質測定計画部会と統合し、平成25年度から新たに水質部会として設置するものでございます。なお、法改正などに合わせ、迅速に審議が必要ですので、(1)主な審議事項に記載しております①排水基準の設定、③総量規制基準の設定、④測定計画の作成の3点につきましては、部会の決議を審議会の決議とさせていただきたいと考えております。

なお、新たな部会の運営要領は、その後の資料7-2、7-3、7-4にお付けしてございます。

説明は以上でございます。

奥野会長 ただいまのご説明、2つの新しい部会と、1つ統合しようというところでございますが、何かご質問、ご意見、コメントはございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。きっちりしようということが最初の2つで、最後は1つにした方がいいですねと、かなり常識的だと思いますが、今までできなかったということは残念だったかもしれませんが、この機会にできたのでいいんじゃないでしょうか。

よろしいでしょうか、皆様。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

奥野会長 それでは、これはこの方向でさせていただきたいと思いますので、ありがとうございました。

以上で、私の方で用意したものは全部終わりでいいですか。

本日予定していたものは一応終わりですので、司会に返せばいいですか。

よろしく申し上げます。

司会 ありがとうございました。

閉会に当たりまして、環境農林水産部長の中村からごあいさつ申し上げます。

中村環境農林水産部長 改めまして、府の環境農林水産部長、中村でございます。閉会に当たりまして、御礼を兼ねまして、一言だけごあいさつを申し上げます。

たいと存じます。

本日は長時間にわたり、多岐にわたる審議事項についてご熱心に審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

ただいま奥野会長にお取りまとめいただきましたとおり、3本のテーマについて答申として頂戴いたしました。すなわち、亜鉛含有量の排水基準に係る経過措置の見直し並びにカドミウム及びその化合物に係る排水基準の見直し、生活環境の保全等に関する施策の見直しについて、新たなエネルギー社会づくりについてでございます。いただきました答申につきましては、当然でございますが、今後、府の施策に具体的に反映できるよう検討を急いでまいります。その際に、府民の生活環境、健康影響に関わる施策につきましては、エビデンスを持って事業者のご理解を賜りながら取り組んでまいらるべきということで、そのような姿勢で進めてまいりたいと考えております。

一方で、本日ご意見も頂戴しましたが、新しいエネルギー社会の構築に向けての答申あるいはこれに係るご意見等々につきましては、申すまでもなく国の方向でございますとか、地域経済への影響、事業者、府民の皆様のご理解、あるいは広域行政ではございますが、地方自治体としての府としての守備範囲、本府の厳しい財政状況を踏まえた上での事業の費用対効果といったことを見きわめながら具体化していく必要があると考えてございます。

そういうことも含めまして、今後は、答申を賜りました後、府行政に対しまして、審議会の委員の皆様としての引き続きのご意見、ご指導、ご助言などを賜ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、報告関係では、今回初めて労をお願いいたしました環境総合計画の進捗管理についても、点検評価について個々の項目ごとの考え方、視点などもお示しいただいたところでございます。残余の報告などを含めまして、着実に環境行政として進めてまいりたいと思っております。

先生方におかれましては、今後とも本府の環境行政に格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、御礼を兼ねましての閉会のあいさつといたします。

本日はまことにありがとうございました。

奥野会長 どうもありがとうございました。

司会 本日予定しておりましたものは以上でございます。

なお、お名前をご記入いただきました出席確認票は、お席の上に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。

これで本日の審議会を終了させていただきます。長時間まことにありがとうございました。

—— 了 ——